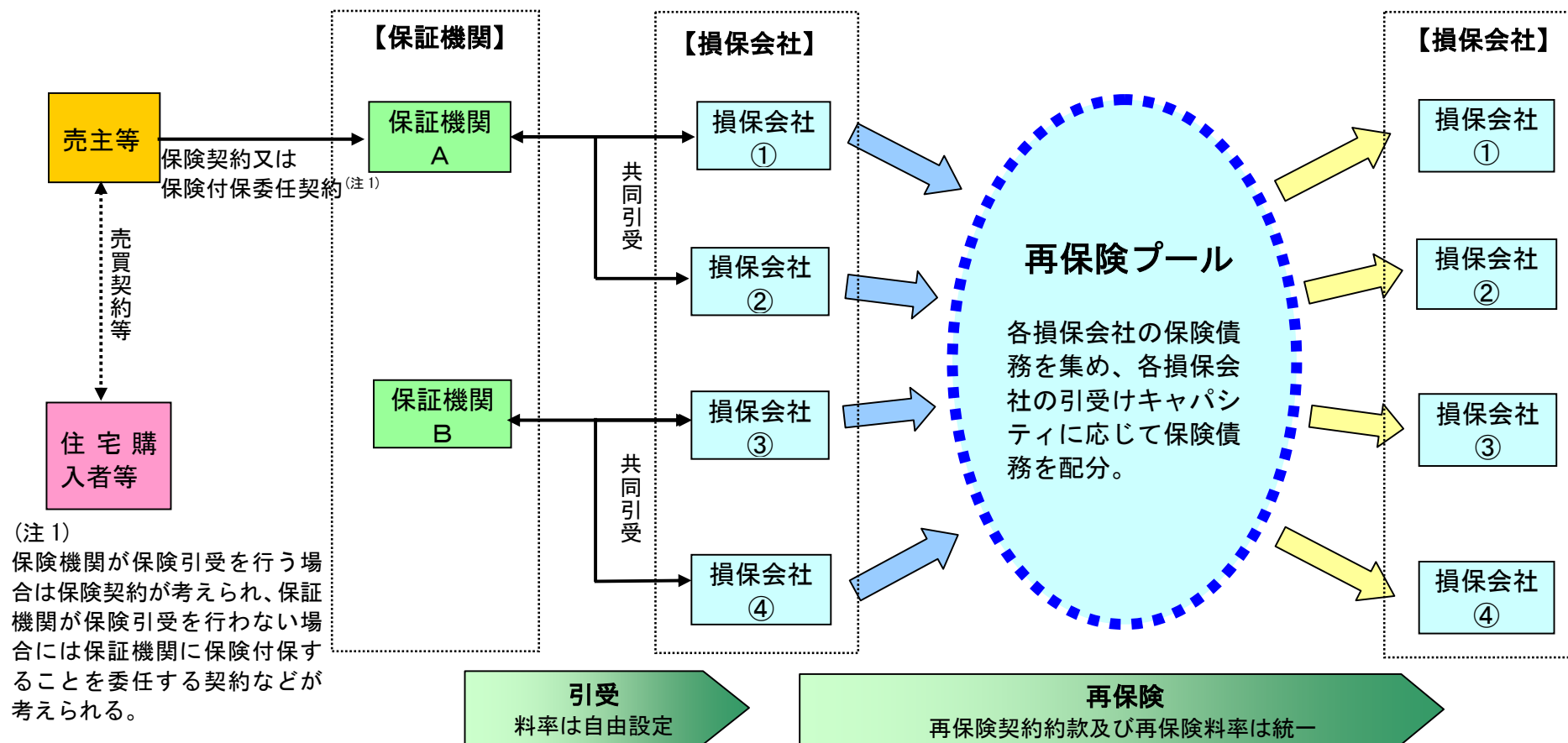


瑕疵担保責任履行の実効を確保するための保険機能を活用した制度設計のイメージ (研究会での議論を踏まえた制度のイメージ)



(注1)
保険機関が保険引受を行う場合は保険契約が考えられ、保証機関が保険引受を行わない場合には保証機関に保険付保することを委任する契約などが考えられる。

保証機関が現場検査や査定を行い、損保会社が保険的リスクの引受を行う(注2)

(注2) この場合、保証機関を法律に基づく保険者と位置づけることも検討

その他の条件整備

- 住宅の買主等と保証機関等との紛争を円滑に処理するため、紛争処理制度の整備を検討。
- 再保険プールからの保険金総支払限度額(キャパシティ)を超える損害発生時に、被害者救済の観点から、何らかの政府支援を検討。
- 故意・重過失については免責とする一方で、住宅取得者向けの保険制度の整備など別途の仕組みを検討。